

豊橋技術科学大学教職員の方々へ（感染防止と感染拡大防止について）

豊橋技術科学大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部

新型コロナウイルスの感染者は、全国的に増加しています。**本学でも「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準」を定め、現在<レベル3>にある状況です。**このような状況において、国全体で感染防止及び感染拡大防止が求められている中で、危機対策本部として感染防止及び感染拡大防止について改めて教職員で認識を共有したい事項をまとめましたので、これまでの伝達事項と合わせて理解と協力をお願いします。また、学生についても感染防止等については共通事項ですので周知をお願いします。**状況は刻々と変化していく中で、対応も変化していくことが想定されますので、今後とも本学ホームページやメール等に注意をお願いします。**

1. 職場内外での感染防止に取り組んでください。

(1) 接触感染の防止

・ 共用物品の注意

複数人で共用する物品をできるだけ避け、**他人が触れた可能性があるものを触った後で、顔(目、鼻、口)に触れない**ようにしてください。**(筆記用具、書類、クリアファイル、テーブル、タブレットPC等共用の器具等)**また、**共用物品を触った後は、手洗いあるいは手指消毒を行ってから個人の物品に触れ**てください。物品はこまめに拭くなど清潔に保つことを心がけてください。

・ 手洗いの徹底

流水によるこまめな手洗いをしてください。飲食の前は石鹸を使って丁寧に洗うなど特に気をつけてください。

(2) 飛沫感染の防止

・ 換気の徹底

1時間に2回以上、窓を全開して換気を行い、換気が十分に行われるよう反対側の窓や、ドアを同時に開けてください。室内で当番を決めて交代で行う等習慣となる工夫をしてください。

・ 咳エチケットの徹底

マスクをしている場合には、マスクの外側に手を触れないように気をつけてください。

・ 人との接触を避ける

国の目標は8割減です。**不要不急な人との接触はなるべく避けてください。**仮に人と接する場合には、**会話時2メートル以上、会話無し1メートル以上**の距離を基準にしてください。会話は、マスクを着用して15分以内に収めるように心がけてください。食堂等においても同様に間隔を取り食事するようにしてください。

・ 公共交通機関での移動は極力避ける

移動する場合には可能な限り換気された状態を保ち、不必要な会話は抑制してください。特に込み合っている電車、バスへの乗車は、極力避けてください。

(3) 感染リスクを下げる・感染を拡大させない行動

・3つの条件「3密」を避けた行動

換気の悪い密閉空間，人が密集している，近距離での会話や発声が行われる場所

国の専門家会議等では具体的に以下が挙げられており，自治体から休業要請等も出ている中、感染リスクを高める以下のような行動は控えてください。

・カラオケボックス，ライブハウス，雀荘，「バー，ナイトクラブ」等接客を伴う飲食店等への出入り

・懇親会及び食事会等の開催・参加

・呼気の激しくなるスポーツジム等での室内運動

・現在、国内外における現在の居住地を離れる移動（出張、私的な帰省や旅行等）は特に認められた場合を除き禁止されています。

・不特定多数者、特に子供、高齢者との接触を避け、感染のフォローアップが困難になるような行動を避けてください。

2. 普段以上に体調の変化に注意をしてください。

(1) 体調管理

・疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれのある長時間勤務は避けてください。

・十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけてください。

・健康状態及び行動の内容の記録

出勤前の体温測定等健康状態と日々の行動（対面者、滞在時間、マスクの有無等）の記録を行ってください。（感染や濃厚接触者等になった場合保健所等から求められます。）

(2) 感染の疑いがある場合の対処

・普段とは違う体調の変化，違和感があった場合は出勤しないでください。

新型コロナウイルス感染症の症状は，発熱，のどの痛み，くしゃみ，鼻水，鼻づまり，頭痛，喉のかれ，腹痛，下痢，筋肉痛，身体のだるさ等の風邪症状と似ています。また，最近はにおいがわからない，食べ物の味がわからないといった症状が出るとの報告もあります。

・特に以下の症状が一つでも出た場合は，速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し「健康支援センター」にも報告してください。

37.5度以上の発熱が4日間以上継続（ハイリスク者の場合は2日程度）

強いだるさ（倦怠感），息苦しさ（呼吸困難）

「帰国者・接触者相談センター」 0532-39-9119（豊橋市の場合）

「本学健康支援センター」 kenkou@office.tut.ac.jp 0532-44-6632（平日昼間のみ）

・上記の場合には，所属長等にも連絡をして休暇等の手続きをしてください。（「症状発生時の対応フロー」参照）https://www.tut.ac.jp/docs/20200319_11hou-3.pdf

・同居する家族に同様の症状がみられる場合は，出勤となっても在宅勤務への変更について所属長に相談をしてください。その場合所属長は，当該ご家族の個人情報の取扱には十分気をつけてください。